

決算特別委員会会議録（6）			
日 時	平成10年 9月24日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時58分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	次木委員長、中村副委員長、前田・鈴木・大橋・大畠・佐野・佐々木（勝）・武井・浅田・西脇・高階 各委員		
説 明 員	本保・佐藤両監査委員、平野助役、収入役、経済部長、監査委員事務局 局長 ほかに関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議宣告。署名員に大島・西脇両委員を指名。付託案件を一括議題とする。
これより総括質疑に入る。

○大島委員

消防について

昨年は火事が多発し死者も出たが、発生件数・損害額・人的損害の有無を示せ。

○警防課長

昨年1年間の市内発生件数は115件、今年(9月23日現在)は73件(昨年同期比25件減)となっている。また、死者は昨年在11名、今年は3名(同比6名減)である。損害額は、昨年在1億8,900万円、今年在9,350万円(同比7,550万円減)である。

○大島委員

サイレンが聞こえると、真っ先に「どこか」と思い電話で問い合わせる。昨日、高階委員からも質問があったが、通報システムは設置してどのくらい経過しているのか。

○警防課長

火災の現況を案内するシステムで、トーキ案内装置といって10年以上経過している。

○大島委員

市民は頼りにしており、高階委員の質問にあったようなことがあってはならない。耐用年数も過ぎており、またトラブルが発生したら装置交換も検討すべきではないか。

○消防本部次長

今後またトラブルが発生しかねないことから、現在発注中である。

○大島委員

フィッシュミールについて

平成9年度決算の商工振興費の中で、フィッシュミールの施設調査費として約157万8,000円計上されているが、この内容はどのようなものか。

○商工課長

建物及び土地を売買するという前提のもとに土地建物の鑑定評価依頼(66万4,650円)と、建物内外のタンクにいろいろな薬品等物質が残留している現状だったので、その調査業務(89万9,000円)の2本の鑑定調査をした。

○大島委員

既に建物は川鉄工所に売却し、良い形で利用されている。この調査費については、かつてフィッシュミールや一時工場を利用していた高野冷凍が残っていた物に、多額の費用を費やしたことになる。これは利用者に負担させるべきではなかったのか。

○商工課長

フィッシュミール協業組合の操業停止後、高野冷凍に施設を貸し、土地・建物・機械を含め賃料を徴収する中で一定期間が終了したわけだが、残留物等については、組合の操業時から相当量がタンク内にあって、自分で排出したのは少ないと高野冷凍から聞いた。したがって大半は、協業組合が使っていた当時の状態に残っていたものと思う。

○大島委員

協業組合の無責任な態度には腹を立てている。9年度決算の事項別明細書にある使用料が未納になっているが、

これはいつから未納になっていて、その額はいくらか。

○商工課長

協業組合は平成2年3月に操業停止となり、同年6月に原契約を解除して新たに取り決めた使用損失補填金の形で、組合に対し支払いを求めた。その時点では8億2,566万5,022円である。

これについて11回払いの約束をしていたが、その内、納入済額が6億6,786万円余あり、2回目以降から1回につき1,578万円ほどを納入することになっていたが、1回目納入以降、毎年度の請求にもかかわらず未納で、本年3月31日納期限の分も含め現在の未納額は1億4,202万4,108円である。

○大島委員

このままでは来年分も無理である。約束した使用料を滞納し、後始末も市に任せ、協業組合は一体どう考えているのか。納入について、「経過がいろいろあり、今すぐというわけにはいかない」という答弁も以前に得ているが、それでよいのか。連帯保証人は当時何人いたのか。

○商工課長

法人・個人含めて7人（2社5名）である。

○大島委員

現在はどうなっているか。年齢も教えてほしい。

○商工課長

法人は存続しているが5名の連帯保証人のうち3名は亡くなっている。なお、法人の代表者は、現在72～73歳で、また、故人については、それぞれ夫人が（健康状態にいろいろ問題があるが）健在だが、いずれも70～80代の高齢である。

○大島委員

平成2年当時でも、一番若くて64歳、70代が2人、80代が1人である。そして今日に至っては亡くなっている人もいる。遺産相続の点についてはどうなっているのか。

○商工課長

資産等すべて調査したわけではないが、1人の相続人は東京に転居してなかなか連絡が取れないが、残り2人は相続放棄をしたとは聞いていない。若干の資産がある人もいるが年金に頼った生活を続けている。

○大島委員

企業が銀行から金を借りる場合、連帯保証人を付けろ、社長個人の保証人も必要だと言われ、万が一の時は連帯保証人は私財をなげうってまでも返済に充てるのが普通である。

それ程、一般社会では保証人は大変な責任を負わされている。

それを今日まで、しかもこのような多額を放置しているのは、行政の怠慢である。しかも、現経済部長は平成2年4月から平成5年3月まで商工課長であった。一番の責任者がこれほどの債務を紙切れ一枚で支払ってくれというのはまったく不可解である。連帯保証人の解釈について部長はどのように考えているか。

○経済部長

御指摘の連帯保証人は、本人と同じ責任を有すると認識している。

○大島委員

フィッシュミールの連帯保証人に対して、どのように取り組んでいくつもりなのか。

○商工課長

今日まで毎年度、請求・督促という形でやってきた。併せて過去の組合担当者と接触の機会を持った。経済部としては、相当累積している問題であり、組合の実体はないが解散していないので、理事長や連帯保証人にも会える範囲では会ひ市の考え方や連帯保証のあり方を述べ、逆に当時の公害防止という公共性の高い事業の話も伺い、ま

た、その反面の責任についても話し、債務が相手方にあることを確認し、支払いについて努力をしてほしいとの話は今日まで続けてきた経過はある。

今後も、額が大きく、また、それぞれのいろいろな実態があるので、一度にすべてということは現状では全く困難なことである。しかし、その中でも幾らかでも支払えないかということも話しているし、これからも方法等については市として努力をしていきたい。

○大島委員

納税課には「鬼の取立屋」と呼ばれる職員がいるそうであるし、市営住宅家賃滞納者に対し訴えを提起するという議案も提案されている。一方ではそこまでしていながら、この問題は紙切れ一枚を送付しただけというのでは弱者いじめである。

世間一般の連帯保証人の責任やその重大性を何も認識していないのではないか。これは部長が在職中に実のある取り組みをしなければ市民は納得しないと思うがどうか。

○経済部長

当時、課長としてこの問題を扱ってきた。昭和51年に協業組合を立ち上げた後に、原魚の確保が困難となり、価格競争に対応できなくなった等いろいろな社会環境の変化があり、平成2年3月の段階で操業停止せざるを得なくなった。

操業停止を受けてどう解決するかという中で、それまで使った部分を使用料補填金の形で支払ってもらおうと整理した。その約束がありながらこれまでの接触が不十分であった部分は私の責任も大きいかと感じている。昨年からも企業の方に会い、やはり交渉をきちん進めていかなければならないと感じており、さらに保証人とも話し、一挙に解決は無理だが、どのような整理ができるのか相談しながら対応していきたい。

○大島委員

同じ答弁を何度も聞いているが、何も進展していないではないか。時効についてはどのように考えているか。

○経済部長

10年で時効が完成する債権なので、支払期限の最も古い平成3年3月末の部分については、平成13年3月に時効が完成するので、あと2年半くらいあると思っている。

○大島委員

時効は目前だが、どう取り組むつもりなのか。

○商工課長

当面、第1回目の平成3年3月29日期限のものについて支払ってもらう方法を講じなければならない。

○大島委員

税金の滞納には差し押さえもする。連帯保証人にもそうしなければ債権放棄になる。ぜひそこまでやってほしい。助役はこの問題についてどのように取り組む考えか。

○平野助役

フィッシュミールの使用損失補填金の連帯保証については、御指摘のように残念な結果になっている。時効や金額の問題もあり、一応の誠意を示してもらうことが必要だと思う。これは市長からも指示が出ており何とか形に見えるものを進めていきたい。

○鈴木委員

文化財と観光について

決算の内、社会教育費の中で五百羅漢像修復費補助金525万円が支出されているが、これまでの経緯と今後について説明せよ。

○社会教育課長

全515体の傷みが激しいため、昭和61年から宗圓寺が独自に修理を開始していたが、市指定文化財でもあることから、平成3年から補助金を出し、平成5年までに120体を修理した。平成6年2月に道指定文化財に格上げされた後は、道・市・所有者が各々事業費の2分の1・4分の1・4分の1を負担し、6～8年度は40体ずつ、9～10年度は80体ずつ修理する計画で進めており、9年度末で320体の修復を完了し全体としては12年度で終了する予定で進めている。

○鈴木委員

教育委員会として、見学者数を把握しているのか。

○社会教育課長

具体的に把握していないが、最近拝観者が相当増えていると聞いている。

○鈴木委員

観光資源としても有力と思うが、観光課として数を把握しているか。

○観光課長

把握していない。

○鈴木委員

「小樽観光に陰り」との報道があったが、改めて探さなくても観光資源は沢山ある。様々な観光マップが作られているが、市内を回遊させる観点から作成したことはあるか。

○観光課長

市独自に1枚で見やすいものを作成してきたが、今回、小樽観光誘致促進協議会がビッグマップを発行した。行政が作成したものは飲食・土産物店名を掲載できず、その要望が強かったため、関係業者と一体となって作ったものである。

○鈴木委員

文化財修復という目標に向けて経費をかけている一方で、訪れる人をいまだにカウントすらしておらず、運河周辺に集中する観光客に他の観光資源へ向けていくための予備調査も何もされていないのではないか。市民ですら五百羅漢を知らず、来樽者に尋ねられても答えられない状況である。今後こうした観点からのルートづくり・マップづくりを考えるべきではないのか。

○観光課長

長期滞在型観光へのシフトに向けて、各観光拠点間を結ぶ回遊ルート・散策ルート作りを誘致協で取り組んでおり、10月に入り3日間の予定で個人旅行を扱う代理店担当者を招聘し、5つのモデルルートを検討してもらい、その反応を見てさらに具体的なルートづくりをしたいと考えている。

○鈴木委員

観光客は一般に旅行雑誌を頼りに訪れるが、まちに着くとそのまちで作成したマップが必ずある。しかし、小樽はそういうマップもなく観光都市を標榜しているのは情けない。ぜひこれを機に多くの観光資源が一目瞭然のマップを作成してほしいが、どうか。

○観光課長

そのとおりだと思う。10月の招聘事業も、これまでとひと味違った小樽を見てもらい御意見をもらいながら埋もれた観光資源をさらに発掘して滞在型に結び付くようなルートづくりをしていきたい。

○前田委員

電波障害について

築港ヤードの工事が進んでいるが、付近の若竹・勝納地区で電波障害が発生していると聞く。その実態をつかんでいるか。

○環境対策課長

小樽市公害防止条例第34条では、工事者の放送電波受信障害防止義務を定めており、地上10m以上の工作物を建設した時に障害を生じる場合は、必要な措置を講じることとなっており、それに沿って誓約書や必要によっては調査報告書を提出してもらう。

ヤード関係では、OBCに平成9年11月5日に提出してもらい、共聴アンテナ・ケーブル工事をして事前に障害が出ると予想される部分の工事は既に終了している。

○前田委員

区域は若竹・勝納だけか。

○環境対策課長

事前に報告書の中で範囲を決めている。ただ、境界すれすれで見えづらいと連絡が入ったものについては、個々に市内のサービス会社が依頼を受け処理している。

○前田委員

信香町方面でも発生していると聞くがどうか。

○環境対策課長

南樽市場や駅付近マンション等の工事もなされており、これが原因だと特定できない。

○前田委員

若竹・勝納方面の工事は誰が行っていて、今後の補修管理は誰の責任なのか。

○環境対策課長

OBCが責任をもって処理していくことになる。

○前田委員

原因を作った企業が負担し、住民には負担はかからないということか。

○環境対策課長

そのとおりである。

○前田委員

稲北地区でも電波障害が発生していると聞くがどうか。

○環境対策課長

同様な形で誓約書をとっている。クレーン2台が稼働中のため一部見えないとの通報が何件かあり、これについても市内サービス会社が依頼を受け対応し終えている。

○前田委員

稲北の責任は再開発組合にあるのか。

○建築都市部次長

オープン前は再開発組合が、施設供用開始後は各地権者で構成される管理組合が責任を持つ。

○前田委員

維持補修に年間数百万円かかると思うが、新たに設立される組合には市も入るのか。

○建築都市部次長

コミュニティセンターや市営住宅の床を取得するので、市も入る。

○前田委員

市が応分の負担をするとともに、苦情処理の窓口ともなうと思うがどうか。

○住宅課長

当初のアンテナ設置とケーブル線工事に費用がかかるが、その後は電気代のみとなる。

ただ、10～15年経つとアンテナ交換に費用がかかる。

○前田委員

建築確認申請時に誓約書等が添付されるのか。

○建築指導課長

10m以上のものは電波障害の報告が義務付けられているので、申請時に該当するものについて環境対策課に連絡している。

○前田委員

申請時にそうした指導がなければ許可が出ないようになっているのか。

○建築指導課長

電波障害関係は確認申請の対象法令にはないので、環境対策課で対応している。

○前田委員

申請上義務付けられていないのなら、トラブルは起きないのか。

○環境対策課長

条例に基づいて誓約書を出してもらっているので、出す出さないでもめたことはない。

○前田委員

付近住民に迷惑をかけないような制度を確立する必要があるのではないか。

○環境対策課長

確認申請時に10m以上の建物建設をチェックし、事前に建築指導課でも話をして改めて誓約書・調査書を提出してもらっており、昨年は28件出ているがこれでもめたこともないし、建主も責任を持って処理している。

○大橋委員

ごみ問題について

廃棄物処理場費の中に、破碎ごみ搬送業務委託料1,726万2,000円が含まれているが、じんかい焼却場費には焼却灰搬送費が含まれていない。これはどのように処理されているのか。

○清掃センター所長

市職員が市のダンプを使って伍助沢の処分場へ運んでいる。

○大橋委員

今後は桃内などの遠くへ運ぶことにもなるが、現在住民から焼却灰の搬送に関する苦情は出ているか。

○清掃センター所長

苦情は耳にしていない。

○大橋委員

7月に場長から伍助沢町会に説明・申し入れをした内容とはどのようなものか。

○廃棄物処理場長

6月30日の町会役員会に部長が所用のため私が出席した。現処理場はこのままのペースでいくと平成12年上期で埋立終了となる見込みであるが、昭和53年以来、町会には迷惑を掛けてきた経過もあり、打診した内容は、町会で認めてもらえれば、破碎処理ではなく直接投入をすることによって、少しでも早く埋立終了したいというものである。

○大橋委員

直接投入の理由として破碎機の老朽化により管理費が嵩む点も挙げていなかったか。

○廃棄物処理場長

すぐに使えなくなるということではないが、20年経過してあちこち消耗しており、維持補修費が嵩むという話をした。

○大橋委員

桃内は15年使えるというが、延命策として伍助沢を限度一杯利用してから桃内に移るものと思っていた。その点と今回の内容は矛盾するのではないか。

○廃棄物処理場長

あくまでも町会の了解が得られればという話であり、その後、役員会からも直接投入ではなく従来通りの処分方法を行ってほしいとの回答があったので、打診した件はなかったこととなった。

○大橋委員

役員会の回答は文書によるものか。

○廃棄物処理場長

口頭で7月1日にいただいた。

○大橋委員

桃内の供用開始時点が伍助沢の終了時点だと誤解している町民もいるが、埋立完了時と考えればよいのか。その後も5～6年は様子を見なければならぬとも聞く。何をもって町会との協定を完了と解釈しているのか。

○廃棄物処理場長

埋立完了をもって現協定が終わるとは考えていない。埋立処分終了後も汚水の関係や埋立地が安定するまで水処理に5～10年程度かかるといわれている。それまでは協定の一部は生きているわけであるから、これからも協定書については埋立完了時期がはっきりした段階で町会と協議していかなければならないと考えている。

○西脇委員

フィッシュミールについて

公害防止事業団に払った総額はいくらなのか。

○商工課長

12億5,313万7,037円となっている。

○西脇委員

そのうち、組合が払った分と市が払った分はいくらか。

○商工課長

当初、市と事業団の契約があって、市と協業組合間では建物・機械について賃貸借契約という形を取り、建物20年・機械10年で市が組合から料金をいただいて、それを事業団にそのまま払う流れだったが、それが事情があってだめになった。それで操業停止をするまでの間、組合からは合計で6億6,700万（土地・建物の使用相当分）が市に入っているの、それを一応は市に入った組合の分とし、結果的には残りの12億からその分を引いた分は市がそのまま負担した形になる。

○西脇委員

この事業に市が6億円もの金をつぎ込んだということだ。先程助役から分割でもいいから払ってくれと要請するとの答弁があった。それでもなお問題解決の方向性が見えない場合は、法的手段もとるということなのか。

○平野助役

今までの請求で廻っているという実態で経過してきたので、今度はそうではなく、分割でどの程度まで払っても

らえるのか、それを見なければ今の質問には即答はできない。連帯保証人の中には既に故人もあり、法人そのものも、どの程度の負担に耐えられるのか、そういうものも見なければ、今ここで法的手段云々ということは即答できない。

○西脇委員

全く不誠実である。契約書第5条に「連帯保証人は債務履行の責めに任ずる」と明確にうたって平成2年6月30日に契約を交わしている。当時は全員が健在だったのか。

○商工課長

その時点では全員健在だった。

○西脇委員

もうあと1年程で最初の部分の時効が成立するという状況である。なぜそこまで放置してきたのか。零細企業の救済に20～30万でも直貸できないかと尋ねたら「焦げ付きが心配だ」と言っておきながら、実際に組合が払うべき1億5,000万円の焦げ付きを放置しているのでは全然納得できない。期日までに納めるのが原則であり、既に滞納額が1億4,200万円を超えているわけだから法的手段をとっても構わないはずである。しかも原契約では、滞納があった場合は、年次にあわせて14.5%の利子を払うことまで決めていた。

支払いが終わればこの施設や財産はすべて協業組合に無償譲渡される流れになっていたのだから、商売がうまくいけば儲かると考え皆がこれに乗った。それが途中で事業が失敗したということだと思う。一般企業の責任はどうなるのか。悠長なことを言っている場合ではなく、速やかに法的手段を取るものでなければ、市民の税金を投入した責任は果たされないと思うがどうか。

○平野助役

フィッシュミールについては、先ほどから答弁しているいきさつ・経過はあるが、いずれにしても何らかの形に見える処理をしていきたいと考えている。

○西脇委員

財政処理上はどこに当てはまるのか。

○財政課長

諸収入の収入未済額になる。あくまでも納期の到来した部分であり、1年間分は来年加わることとなる。

○西脇委員

監査審査意見書ではこういう事態について「これら収入未済額についてはその減少に一層努力するよう期待するものである」とあるが、何のための監査なのか。市民からは1円たりとも滞納を許さないといった姿勢をとっている一方で、市の不始末にはこういう通り一遍の意見しか出さない。しかもこれが何年も続いている。こんなことで監査の役割が果たされているのか。

○本保監査委員

監査意見書15ページに収入未済額の歳入の款ごとに説明をしてあり、それについては委員が指摘するとおりの記載をしているが、今までの議会でのやりとり等を聞き、滞納者に対しては原部が督促あるいは催促と何らかの形で進めているが、そのへんの推移も我々は見極めなければならない。報告では市歳入未済額全体について述べている。

○西脇委員

全体を述べているといっても、2億5,700万円の内の1億2千万円である。これを特別に抽出して指摘しても、今までやってきたことをよしとするからこういう意見になるのではないか。

○本保監査委員

この収入未済額は諸収入の中に入っているのだから意見書22ページ中には、収入未済額の大きなものについては、

フィッシュミールの使用損失補填金とうたっている。

○西脇委員

理事者は監査のことを聞かないというわけか。何もやってないということか。

○商工課長

毎年書類上の要請に加え、昨年から何度か直接足を運んでこちらの話を相手に十分伝えているつもりである。しかし、現況の中ではいろいろな事情があり、何とか払う手段はないかこちらも考え、相手にも話しているが、すぐにはいくらというところまでは達していない。ただ、中には「いくらかでも支払いたい」という話もあるので、今後も粘り強く話をして何らかの形のあるものにしていきたい。全く何もしていないということではない。

○西脇委員

いずれにせよ収入がないから未納額も変化がない。たとえば何十万かでも入って数字に動きがあれば答弁も納得できるが、結局は長銀に国民の税金をつぎ込むのと同じで、事業に失敗した企業に市民の税金を使うという類のものである。これでは今の時世では全く通用しない。今頃になって市としてやるべきことをきちんとやるということ自体が納得できない。次の議会くらいには相手はどう言っているかきちんと説明できるようにしてほしいと思うがどうか。

○平野助役

既に時効も迫っているので、今の意見も含めて対応していきたいと考えている。

○高階委員

生保と桃内の実態調査について

生保申請の件と桃内の労災認定の件について、市民から訴えがあり、先日の委員会で質問し原課からも事情を聞いたが、本人の言い分と食い違いがあるように思う。何かこの場で明確にしておきたいことはあるか。

○保護課長

生保の申請については、先日の委員会で申し上げた以上のことは特にない。

○土木部次長

事実関係を当日調査し報告した通りである。その後の状況については耳にしていない。

○高階委員

生保の件については本人に再度確認してみたい。桃内の件は本人に確認したところ、手抜き工事についてかなりの確信を持っていた。機会があれば調査してほしい。

○土木部次長

御指摘の件は再度事業主に伝え、さらに調査したい。

○高階委員

人口対策について

現在15万4,000人程度であるが、毎年1,000～1,500人位ずつ減っており、そのペースで行くと15万人を割るとも予想される一方で、ヤード再開発により定住人口5,000人とも言われている。こうしたマイナスとプラスの要因を考え合わせると16万人を目指す21世紀プランの将来見通しはどうか。

○(企画)山崎主幹

平成4年度から2年にわたり人口移動実態調査を実施した結果、小樽を離れる理由の半数は就・転職等で、年齢階級別では20～29歳代が50%、その他、女性の結婚による転出が26～27%という特徴が表れた。そこで、生産年齢層の増加を図るべく、6年度から人口対策を講じてきた。例えば、住環境の問題や子育て支援等のソフト施策と併せ、宅地開発やプロジェクト実施による雇用創出のような他地域からの誘導策も総合的に展開しながら長

期的に進めてきた。この5年間でも、市営住宅入居基準の緩和・乳幼児医療助成の拡充・雇用促進助成事業等、毎年付加しながら展開してきており、効果についてはまだ検証できる時期になく、もう少し状況を見なければならない。

16万人は将来の小樽にとって、まちのスケールとして目指すべき人口として設定したものであるから、それに向け今後も努力していく。現状の減少傾向は十分認識しているがここ1～2年は減少幅が狭まってきており、ある程度社会動態の部分で施策が効いて歯止めがかかっていると考えている。

○高階委員

築港再開発は当初、若者流出に歯止めをかける人口対策だとされていたが、新卒者の採用も微々たる数にとどまっており、その効果に疑問を持つ。人口をできるだけ減少させないというなら、築港だけを当てにするのではなく、もっと総合的に本腰を入れて取り組むべきではないか。これに力を入れるという目に見えるものが見えてこないが、今後の人口対策についてどのように考えているのか。

○(企画)山崎主幹

築港再開発による雇用の場創出の事実は大きいと考える。特に新卒者については、厳しい状況下で健闘している。こうしたプロジェクトが雇用を創出し、ひいては人口対策になると思う。今後の方向性については、1つのことで人口増にはならない。子育て支援や若者定着対策、基盤整備等を総合的に着実に取り組むことが人口対策に反映する。今後も毎年効果的施策を付加しながら進めていきたい。

○高階委員

10年度版厚生白書によると、少子化対策として、保育所の充実・学童保育施設の設置・教育費用の減・子育てに理解ある職場環境作り・住宅費用の支援・税負担の軽減・児童手当の増額と支給年齢幅拡大等、様々な分野にわたるメニューが示されている。ぜひこうした対策を進めてほしいが、どうか。

○(企画)山崎主幹

これまでも障害児保育・一時保育等を行ってきており、保育料軽減の部分についても、全道的にも良い方だと思う。さらに学童保育施設も毎年増やしている。どのようなものが小樽にマッチするかさらに研究しながら施策を進めていきたい。

○高階委員

築港交番について

駅舎が今秋完成するが、その横に交番ができています。事業上は、両方とも同じ扱いか。

○(築港)小紙主幹

元若竹派出所が区画整理事業地区内にあり、駅南広場の築造に支障となることから地区外への移転補償をし、結果として現在地に道警が新交番を建てたものである。

駅舎については、土地区画整理法第2条第2項により、事業施行に係る土地利用促進に多大な影響があるとして事業内で建設したものである。

○高階委員

新交番建設費の出所はどうなっているか。

○(築港)小紙主幹

区画整理事業の補償費の中から支出しているが、道警は、その金額を大幅に上回る施設を建てたと聞いている。

○高階委員

縦覧について

法第88条によると、換地計画の縦覧や利害関係者の意見書提出が定められているが、関係権利者の同意を得るまでにどのような段階を経て行われるのか。

○築港地区再開発室長

第87条に定める内容の換地計画の策定にあたり、知事の認可を受ける前に2週間縦覧し、意見があれば土地区画整理審議会に付して処理する仕組みになっており、今後計画策定後、縦覧する予定である。

○高階委員

それはいつ頃になるのか。

○築港地区再開発室長

清算処理を含め平成12年度完了予定なので、12年度中に縦覧しようと思う。

○高階委員

権利者に意見があっても、最終的には清算段階で凸凹が始末されるだけなのか。

○築港地区再開発室長

利害関係者が縦覧し、内容に異議があれば審議会に意見書が提出できるという流れになっている。

○高階委員

保留地処分について

処分金11億円は、現在確保されているのか。

○築港地区再開発室長

見込んでいた約11億円の内、7億7,000～8,000万円は既に歳入済である。

ただ、予定より金額を高く見ているので、そういう意味で保留地処分金自体は当初より多く見込めると思うが、面積は18,900㎡の内、現状で未処分の土地は約6,000㎡で残りは処分を完了している。

○高階委員

保留地処分金11億円のうち7億円が、駅舎に充てられることになる。実際に建てられて処分されていないとすると、事業を進めていく上で、どこかに売れない分が皺寄せされるのではないのか。これはどのように処理されるのか。

○築港地区再開発室長

事業費に充てる目的のために保留地を処分するが、事業途中に処分していくという性質もあり、売れない部分については売れるまで、つなぎの起債が制度上認められている。6,000㎡については10年度中に処分したいが、相手の資金繰り等の事情が生じた場合には、起債もありうる事につき自治省と協議を終えている。ただ、あと半年あるので、処分については希望者と精力的に交渉しているところである。

○高階委員

駅舎工事について

建設工事につきJVが組まれているが、その下請けは何社で、そのうち地元業者は何社入っているのか。

○(築港)高橋主幹

30社近くの内、市内等は10社程度である。

○高階委員

地元は3分の1程度である。マイカルの施設と異なり、この工事の施行者は市であるのだから、もっと違った対応が可能だったのではないのか。

○(築港)高橋主幹

22,000Vの高圧が流れるJRの線路上の工事であるので、列車の管理を含め鉄道施設工事の監督ができる業者でなければならないが、市内にはそうした監督員を抱える所がなかったという事情がある。

○高階委員

地元雇用を事業当初にはうたっていたことが、現実はかけ離れている。

J Rへの無償譲渡について

無償譲渡される場合、どのような手続きを踏むのか。

○(築港)小紙主幹

駅舎完成後、引渡しを受け、市の財産として登記後、仮譲渡契約を結び、議会の承認を受け、譲渡の運びとなる。

○高階委員

根拠法令は何か。

○築港地区再開発室長

土地区画整理法に処分手続きについて定めがないので、自治法その他の関係法令に基づき行うものであり、自治法第232条の2で「寄付又は補助をすることができる。」となっている。

○高階委員

財産処分についてはどうか。

○築港地区再開発室長

議決は自治法第96条に基づくが、どうして議決をするかの根拠は公益上の必要性が「寄付又は補助」に関して要るとの考え方である。

○高階委員

下関市は日韓高速船への出資につき、公益性の因果関係が不明であるとして山口地裁で敗訴している。築港再開発事業も一民間企業への公金投入だとして裁判で問われているが市は「公益性がある、まちづくりのためだ」という。公益性があるというなら、あるというだけでなく、客観的に、税金を使っても市民の福祉増進にどれだけ寄与するということを証明する必要があるのではないか。

○築港地区再開発室長

土地区画整理法第1条の精神である「住民の福祉向上」に則って事業全体を進めているつもりである。再開発の中でのインフラ整備により道路を含め駅という施設を一体的に利用することにより、土地利用の増進を図ることは「住民の福祉向上」の意味合いの中で整理できると判断している。またこうした都市施設そのものが背後圏住民の利便性を高め、まちづくり全体からも新たな交通結節点として重要と認識しており、十分公共性があるものと考えている。

○高階委員

「住民の福祉向上」という抽象的な言葉だけでなく、客観的な裏付けをもって説明してほしい。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

○武井委員

朝里川温泉センター跡地について

先日の委員会で部長答弁を得たが、リゾートホテルの将来見通しについて確認したい。

○(経済)古賀主幹

現在の土地所有者である朝里川温泉総合開発(株)が努力しつつも思うような進展がないまま経過してきたが、昨年から今年にかけて土地利用についてある企業から申し出があり、先の答弁はその実現に向けて努力していくという内容である。

○武井委員

開発したいという相手から、こうしたいと言ってきたのか。

○(経済)古賀主幹

総合開発(株)が独自に接触したわけではなく、当該地区の振興に役立つ施設を作りたいという申し出があったとい

うことである。

○武井委員

それはどのような内容か。

○(経済)古賀主幹

温泉を利用した宿泊施設をつくりたいというものである。

○武井委員

転売禁止の覚書については平成7年8月9日付けのものまでは確認しているが、その後締結したのか。

○(経済)古賀主幹

平成9年8月8日に期限が切れて、交渉していたがなかなか合意に至らず、それでは信義にもとるので覚書を交わすべく口頭で早急に更新をとの話もし、同年11月26日に8月9日に遡って覚書を交わした。その期限は11年8月8日である。

○武井委員

覚書を交わす際は、将来展望についても話し合うのか。

○(経済)古賀主幹

当該地区の振興に役立つ施設作りを促進してほしいということと、転売にあたっては市の承認を得ることというのが、これまでの更新内容である。

○武井委員

あくまでも転売「禁止」の覚書ではなかったのか。もしも転売するとの話がきたらどうしようと考えているのか。申し出にあった宿泊施設とはどのような内容なのか。

○平野助役

総合開発(株)が所有する土地の利用は自身で考えるということで契約したが、バブル崩壊で事業展開が進まないため、計画があれば必ずしも土地所有者に限らなくてもよいから努力してほしい、市も積極的に働きかけようということで進んできた。「申し出」というのは別の企業から出てきた他施設と複合的に利用する計画であり、部内でも協議した経過があるが、その後具体的なものは出ていない。できるだけ実現に向け努力してほしいと企業には伝えている。

○武井委員

転売は総合開発(株)が開発できない場合に限り、という条件はついているのか。

○平野助役

当初その目的で土地を売ったのであるから、その実現が前提であり、それを超えるものは容認できないと考える。

○武井委員

市立病院統廃合について

検討委員会において9年度内に固めた方針の内容はどのようなものであるか。

○(樽病)総務課長

市立病院統合検討委員会は既存施設を使って統合できないかを検討するものであり、その結果、樽病に二病の機能を持ってくるとすると施設改修に76億円、改修のための1年間休診による診療報酬減が60億円と見込まれ、現施設では無理との結論を出して厚生常任委員会にも報告した。

○武井委員

1年かけて検討したのだから、もっと多方面にわたり具体的用地についても検討しなかったのか。

○(樽病)総務課長

あくまでも現施設で統合可能かどうかの検討のみである。

○武井委員

今後はどのようなことをしていくのか。

○(樽病)総務課長

抜本的な方策を打つにも多額の赤字を抱えており、それをいかに解消するかということで、両病院に経営会議を設け、また、市の部長職から成る病院会計検討会議からも提言を受け、それについても検討中でその推移を見ながら努力していきたい。

○武井委員

検討委員会は解散して、今後は経営会議で論議していくのか。

○(樽病)総務課長

解散していないが、報告書提出によりその実質的な使命を終えたと認識している。今後は、経営会議で提言を生かす努力をしたいと思う。

○武井委員

位置づけがはっきりしていないのではないか。

○平野助役

検討委員会は結論が出たので使命を終えた形になっている。現在ある経営会議は現状の赤字の節減を、検討会議は新病院建設の諸問題を扱うものであり別組織である。

○武井委員

専門部会はどうなっているのか。

○平野助役

樽病における病棟の配置の問題や二病の内科を廃止して樽病に合併すること等、いろいろ検討すべきことがある。新病院を建設するとなると、かなり病床数も縮小しなければならなくなる。そうすると現病院を縮小していかなければならなくなるので、その検討を実際に両病院で検討してもらうのが経営会議である。

○武井委員

検討委員会は終わったが、専門部会は生きているのか。

○(樽病)総務課長

専門部会は検討委員会が議論するための資料を作成する部会だったので、その使命も終わったと認識している。

○武井委員

市民トイレについて

都通り商店街の9店舗に設置されている。最近苦情が出ているが、把握しているか。

○(経済)竹内主幹

アドバイザー派遣事業の中から街角ふれあいトイレとして本年1月から開設されたが、これらは公衆トイレではなく、買物客の利便を図るためという位置付けである。汚されて困るという声は出ているようではあるが、そのようなことはないというところもある。

○武井委員

民間の協力を得ているものであるから、今後何らかの対策を講じるべきではないか。

○(経済)竹内主幹

利用者のマナーの問題が原因のようである。都通りには4月にふれあいプラザを開設し車椅子用のスペースも用意しており、月1,000人以上の利用者の内、1割はトイレを利用しており、こちらの方が定着していくのではないかと考えている。

○佐々木(勝)委員

商工会館について

産業会館・商工会館・観光物産プラザの前年度の利用状況を示せ。

○商工課長

8年度はそれぞれ84件・157件・175件である。9年度はカウント方法を変えたので事務執行状況説明書の数字とは開きがあるが、利用実態はあまり変化はない。

○佐々木(勝)委員

決算書を見ると、商工会館の使用料収入は350万円であるのに対し、管理運営経費は1,000万円に及んでいる。このアンバランスは他と比べても大きいと思うがどうか。

これは、カウント方法を変えたことと関係があるのか。

○商工課長

旧来は受付件数で把握していたが、今回から利用日数を重視しているので数字に変化はあるが、実態はあまり変わっていない。

収支については数年来同様の傾向で推移している。できた頃は式場等にも利用されていたが、その後市内にいろいろな施設ができたため利用にも変化が起きたと考えている。

○佐々木(勝)委員

管理運営経費の大半は管理運営委託料であるが、その内容は何か。

○商工課長

900万円強を商工会館運営協力会に委託しており、その人件費が大半である。観光物産プラザは清掃委託は別枠の予算措置をしているが、商工会館の場合はこの枠内で清掃も光熱水道代も軽微な修繕も賄ってもらっている。

○佐々木(勝)委員

商工業振興費という位置付けに適う内容なのか疑問を持つ。今後の方向付けについては整理されているのか。

○商工課長

繊維会館の老朽化に伴い、南樽地域の核になる施設を設立したいという経過の中から、繊維業界が建設費の半分に市に寄付して設置したものである。以来37年経ち、地域環境も相当変化し、業界の利用頻度も低下している。その中で、商工会館としての機能があの場所にあって果たして適当かという問題もあろうし、南樽地域の中核施設としてあのままでよいかという議論もあろうと思う。平成7年から関係部と共に地域の方々と数回話し合った中では、市のビジョンを具体的に示してほしいとの意向である。長い時間はかけられないが内部で議論をすすめていきたい。

○佐々木(勝)委員

行革でも公共施設の管理委託の見直しが掲げられている。商工会館を維持するためにはその検討の間は委託料を払っていくという考えなのか。

○平野助役

かつて寄付を受けて建てた経過もあるが、委託料の内容等、早急に検討したい。

○浅田委員

市立病院統合問題について

助役は先程、二病の内科の廃止も検討すると言っていたが、現実には可能なのか。

○(二病)事務局次長

内科病棟に現在若干名の脳神経外科の患者が入っており、即時に病棟を無くすることは難しい。ただ、検討会議の提言を受けているのでどのような形が可能か検討中である。

○浅田委員

外科にかかっていても風邪を引く場合もあり、内科を無くするのは無理である。できないことははっきり言うべきではないか。

○(二病)事務局次長

内科を無くすることと病棟を無くすることでは若干異なるが、現在経営会議で検討を重ねている中では、週何回か樽病から応援を得る等、全くできないとは考えておらず、一定の結論が出たら相応の意見を言いたい。

○浅田委員

これだけ全市的な問題になると、病院スタッフが仕事への情熱を失ってしまわないかということを最も恐れるのだが、どうか。

○平野助役

職員に不安を与えてはならないと思うが、病院統合は現状のままでは無理なので職員の協力が必要である。退職者不補充をしながら切り詰めていかなければ病院新設は到底考えられない。そういう意味で申し上げている。

○浅田委員

二病は患者に親切だと好評である。方針が決定するまでは現状できることはそうしたソフト面しかないと思うが、どうか。

○平野助役

外来・入院ともに苦戦している中でそのようなことも必要だと思う。

○浅田委員

雪対策について

市内に流雪溝・融雪槽はあるか。

○土木部次長

本格的な融雪槽はないが、消火栓を利用して送雪口を設けたものはある。他に、公共下水道の部分にあるがあくまでそれはボックスカルバートの点検口であり、本格的な送雪口はない。

○浅田委員

錦町にあるものは何なのか。

○土木部次長

これは手宮仲1号幹線雨水渠築造工事業として、平成元年につくられたものである。

○浅田委員

工事費も相当かかっていると思うが、片側に寄せると家屋が傾く等の理由から真ん中に作ったものだから、雪が降って使おうにも交通状況によっては使えない。付近住民もせっかくあるのにもったいないと言っているが、何とかならないか。

○土木部次長

送雪口として設けたわけではないが、地域の雪処理の大変さという小樽の特殊事情もあり、安全確保を図りながら利用してもらっている現状である。現地を詳細に把握しているわけではないので、どのような改良ができるか下水道とも協力して考えてみたい。

○浅田委員

民間のまちづくり団体への助成について

日銀通りまちづくり計画協議会が発足したが、来年に向けどんな活動をするのか。

○都市環境デザイン課長

昨年設立され、市道浅草線のプラタナスのライトアップ、地区内で開催されるイベントとのタイアップ、さらに

他の協議会との交流等、22日には協賛事業としてまちづくり研修会を実施している。今後は、先進地視察や情報誌発行等を予定していると聞いている。

○浅田委員

この会に対しては限度額20万円で活動費の2分の1補助している一方、135万円をスプラッシュ・オン・ザ・ストリートに補助している。これはいかなるわけか。

○観光課長

市内の若者達が中心となっている真夏の祭典ということで、市から補助している。

○浅田委員

築港地区再開発について

来年3月オープン後は室の仕事はどんなものがあるのか。

○築港地区再開発室長

平成12年度末に土地区画整理事業が終了する予定であるが、現場は11年度で区画道路の築造工事が完了すると基盤整備そのものは完了する。したがって、室としての区画整理の仕事はそれが目処であり、OBC開発に伴う施策については室が継続して行うのか、各部において分担するのか、まだ結論は出ていない。

○浅田委員

現状のままでいくのか、縮小するのか、助役の考えはどうか。

○平野助役

まだいろいろな問題が残っており、まだ完全には終わっていない。行革で欠員不補充の方針を打ち出しているのでも自ずと内部組織の見直しはしなければならないが、それも含めて検討したい。

○委員長

質疑終結。意見調整のため休憩する。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時50分

○委員長

これより一括討論に入る。

○高階委員

共産党を代表し、議案第2号ないし第6号、第8号ないし第14号、第16号ないし第19号について不認定の討論を行う。

不認定とした各会計の9年度予算について、我が党は修正案を提出したか、反対したものである。

財政健全化に向けた市の姿勢について、景気の動向や国の政策の影響によるというが、それに立ち向かう市の積極的姿勢がうかがえない。原因をきちんと究明し政策の転換を図るべきであるが、内向きで市民犠牲の行革を推し進めている。これでは21世紀に向けて市民は希望を持ってない。個人消費をあたためるためには、市独自でも公共料金に上乗せされている消費税を3%に戻すことも考えるべきではないか。

国保・病院事業について、極めて深刻な状況である。高い国保料で滞納が増え、収納率が低下し国のペナルティーがかかる。不納欠損金も3億円でこの悪循環を断ち切らない限り、同じ事の繰り返しになる。一般会計からの積極的な支援も必要ではないのか。病院については多くの検討会議が設けられているが、内部でばかりやっていないで市民も加えて広く英知を結集するべきで、何といたっても市民サービスの向上を図るべきである。

無駄使いを省くということについて、「公益性」を錦の御旗にした浪費型大型プロジェクトは抜本的に見直すべ

きである。

また、ディスクロージャーについて、今の時勢であり理事者は真面目に考えるべきである。議会審議に必要な資料はきちんと提示すべきである。

○委員長

討論を終結し、これより順次採決する。

採決の結果、議案第2号ないし第6号、第8号ないし第14号、第16号ないし第19号については賛成多数により認定と、その他の案件については全会一致で認定と決定。

閉会宣告。